

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年1月16日（令和7年（行情）諮問第63号）

答申日：令和7年3月24日（令和6年度（行情）答申第1083号）

事件名：防衛省報道センター設置要綱に基づき防衛省報道センターが必要な情報の集約及び整理した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年10月16日付け防官文第16320号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付書類は省略する。

不開示決定の取消し。

設置要領に従えば、当該文書の存在は確実と思われるので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書の保有を確認することができなかったことから、平成30年10月16日付け防官文第16320号により、法9条2項の規定に基づき、文書不存在による不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については、作成しておらず、保有を確認することができなかったことから、文書不存在につき不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「設置要領に従えば、当該文書の存在は確実と思われるので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである」として、原処分の取消しを求めるが、上記2のとおり、本件対象文書については作成しておらず、所要の探索を行ったにもかかわらず保有を確認できなかったことから、不存在につき不開示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年1月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年3月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 防衛省においては、「防衛省報道センターの設置について（通達）」平成27年3月31日付け防官広第5874号（平成27年10月1日付け防官文（事）第18号及び平成28年9月7日付け防官広（事）第15863号により一部改正）（以下「本件達」という。）及び本件達の別紙である「防衛省報道センター設置要綱」によって通達されたとおり、平成27年3月31日より、防衛省報道センター（以下「報道センター」という。）において、防衛省として斉一性及び適時性を確保した正確かつ整合のとれた情報発信を報道機関等に対して行うために必要な情報の集約及び整理並びに情報発信要領の調整等の業務を行っている。

イ また、報道センターにおいては、報道センター長の判断により、各

種事案に際しての適切な情報発信のため、必要に応じ報道センター員等を招集し情報共有を実施する場合があります、事案に応じて1回又は複数回の招集を行っている。このような場合に、報道センターの庶務として資料を集約し、招集された報道センター員等に共有を行う場合もあるが、平成30年（2018年）1月から7月までの間においては、各種事案に際しての適切な情報発信のため報道センター員等を招集した実績がないことから、本件対象文書に該当する行政文書を作成・保有していない。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

- (2) 当審査会において、諮問庁から本件達の提示を受け確認したところ、報道センターにおいては、その業務の性質上、本件対象文書は保有していない旨の上記2（1）ア及びイの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、上記2（1）ウの文書の探索の範囲等も不十分とはいえず、この外に、本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

本件対象文書

防衛省報道センター設置要綱に基づき、防衛省報道センターが必要な情報の集約及び整理した文書の全て（期間は2018年1～7月末まで）。